

大さん橋等指定管理者選定委員会

報 告 書

平成 22 年 9 月

1 経緯

大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場）、臨港パーク等関連施設及び日本丸メモリアルパークの指定管理者の選定にあたり、大さん橋等指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の審査やプレゼンテーションを含む面接審査を行ってまいりました。

この度、選定委員会による審査が終了し、指定候補者及び次点候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 大さん橋等指定管理者選定委員会

- 委員長 横内 憲久（日本大学理工学部教授）
委員 興水 肇（明治大学農学部教授）
委員 嶋田 昌子（NPO 法人横浜シティガイド協会副会長）
委員 見瀬 賢悟（新日本有限責任監査法人公認会計士）
委員 森本 靖之（社団法人日本船長協会会長）

3 審査の経過

項目	年月日
●第1回大さん橋等指定管理者選定委員会 （指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討）	平成22年7月5日(月)
応募及び現場説明会	平成22年7月14日(水) 平成22年7月20日(火)
公募要項等に関する質問の受付	平成22年 7月20日(火)～7月22日(木) 7月23日(金)～7月27日(火)
応募書類の受付	平成22年 8月18日(水)～8月19日(木)
●第2回大さん橋等指定管理者選定委員会 （書類審査及びプレゼンテーション・質疑を含む面接審査）	平成22年9月3日(金)
●第3回大さん橋等指定管理者選定委員会 （指定候補者及び次点候補者の選定、報告書の作成）	平成22年9月17日(金)

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、各々の施設の公募要項においてあらかじめ定めた「評価項目及び配点」に従って、応募書類を審査(書類審査)し、また、面接審査では、応募者から口頭で提案説明(プレゼンテーション)を受け、その後委員による質疑を行い、指定候補者及び次点候補者を選定することとしました。

点数については、合計1,000点を各評価項目に配分し、各委員が評価項目ごとに採点した上で、その合計点を得点としました。

また、「選定対象となりうる評価の最低基準」及び「評価点が同点となった場合の取り扱い」について、審査に先だち決めました。

【選定対象となりうる評価の最低基準】

- (1) 各大項目のいずれもが半数以上の得点であること
- (2) 安全対策に関する小項目について、1点（5点満点中）をつけた委員がないこと

【評価点が同点となった場合の取り扱い】

大項目「管理運営の基本方針」と大項目「管理運営の安定性」の合計点の高い方を上位とする。

* 評価項目及び配点

大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場）

評 価 項 目	配 点
1 管理運営の基本方針	200点
(1) 指定管理者としての基本的な考え方 (2) 取組の方針	
2 管理運営の安定性	200点
(1) 管理の体制	
(2) 管理実績 (3) 経営基盤	
3 管理運営に関する提案	450点
(1) 利用者サービスの向上策	
(2) 施設利用の向上策及び増収策	
(3) 市民と港の連携策	
(4) 経費節減策	
(5) 利用料金の設定	
(6) 安全対策	
(7) 個人情報保護・情報公開への取組	
(8) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応 (9) その他事業の提案	
4 収支計画	150点
指定期間中の収支予算書	
合計	1000点

臨港パーク等関連施設

評 価 項 目	配 点
1 管理運営の基本方針	200点
(1) 指定管理者としての基本的な考え方 (2) 取組の方針	
2 管理運営の安定性	175点
(1) 管理の体制	
(2) 管理実績 (3) 経営基盤	

3 管理運営に関する提案	475点
(1) 利用者サービス及び施設利用の向上策及び増収策 (2) 経費節減策 (3) 施設の適切な利用許可 (4) 事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）の対応 (5) 個人情報保護・情報公開への取組 (6) 利用者のニーズ、要望・意見への対応 (7) 樹木等植物の維持管理への取組 (8) 個別施設の特徴を生かした取組 (9) 3施設を合わせることを生かした取組 (10) その他の提案	
4 収支計画	150点
指定期間中の収支予算書	
合計	1000点

日本丸メモリアルパーク

評価項目	配点
1 管理運営の基本方針	200点
(1) 指定管理者としての基本的な考え方 (2) 取組の方針	
2 管理運営の安定性	200点
(1) 管理の体制 (2) 応募者の管理実績 (3) 経営基盤	
3 管理運営に関する提案	
(1) 利用者サービス向上及び施設利用者増に向けた取組 (2) 業務達成のための具体策 (3) 経費節減策 (4) 利用料金の設定 (5) 安全対策・不法行為への取組 (6) 個人情報保護・情報公開への取組 (7) 利用者のニーズ、要望・意見への対応 (8) 環境への取組 (9) 事業の提案（指定管理業務内）	475点
4 収支計画	125点
指定期間中の収支予算書	
合計	1000点

5 応募者の制限

応募者について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

参考：公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体」という。）。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること。
- (イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- (ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること。
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること。
- (オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること。
- (キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。）。

6 応募団体

対象施設：大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場）

申請者名（共同事業体名）【受付順】	
代表団体名	構成団体名
申請者①：相鉄企業株式会社	
申請者②：大さん橋スピリッツ2011	
株式会社三協	社団法人横浜港振興協会 商船三井興産株式会社 日本警備株式会社

対象施設：臨港パーク等関連施設

申請者名【受付順】
申請者①：株式会社横浜国際平和会議場
申請者②：株式会社エグゼクティブプロテクション

対象施設：日本丸メモリアルパーク

申請者名（共同事業体名）【受付順】	
代表団体名	構成団体名
申請者①：帆船日本丸記念財団・JTB 法人東京共同事業体	
財団法人帆船日本丸記念財団	株式会社 JTB 法人東京
申請者②：商船三井興産株式会社	

7 審査結果

選定委員会において、厳正な書類審査、面接審査を行った結果、次のとおり、指定候補者及び次点候補者を選定しました。

大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場）

指定候補者 相鉄企業株式会社

次点候補者 大さん橋スピリッツ2011

臨港パーク等関連施設

指定候補者 株式会社横浜国際平和会議場

次点候補者 株式会社エグゼクティブプロテクション

日本丸メモリアルパーク

指定候補者 帆船日本丸記念財団・JTB 法人東京共同事業体

次点候補者 商船三井興産株式会社

8 審査得点

大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場）

申請者名【受付順】	評価項目	評価点
相鉄企業株式会社	1 管理運営の基本方針	176
	2 管理運営の安定性	168
	3 管理運営に関する提案	387
	4 収支計画	108
	合計	839
大さん橋スピリッツ2011	1 管理運営の基本方針	154
	2 管理運営の安定性	157
	3 管理運営に関する提案	371
	4 収支計画	114
	合計	796

臨港パーク等関連施設

申請者名【受付順】	評価項目	評価点
株式会社横浜国際平和会議場	1 管理運営の基本方針	154
	2 管理運営の安定性	128
	3 管理運営に関する提案	384
	4 収支計画	114
	合計	780
株式会社エグゼクティブプロ テクション	1 管理運営の基本方針	140
	2 管理運営の安定性	121
	3 管理運営に関する提案	329
	4 収支計画	90
	合計	680

日本丸メモリアルパーク

申請者名【受付順】	評価項目	評価点
帆船日本丸記念財団・JTB 法 人東京共同事業体	1 管理運営の基本方針	165
	2 管理運営の安定性	164
	3 管理運営に関する提案	379
	4 収支計画	95
	合計	803
商船三井興産株式会社	1 管理運営の基本方針	155
	2 管理運営の安定性	155
	3 管理運営に関する提案	386
	4 収支計画	105
	合計	801

9 審査講評

施設名	講評
大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場）	<p>書類審査と面接審査により評価を行った。</p> <p>相鉄企業株式会社は、5年間の実績にもとづく具体的提案が評価され、管理運営の基本方針、管理運営の安定性、管理運営に関する提案の各項目において、上位の評価となった。特に、新しい展開についての提案内容などに意欲を感じた。</p> <p>大さん橋スピリッツ2011は、細かいところでは極めてユニークな提案が散見されるが、全体的に表現が抽象的であったため、実現性が懸念された。</p>
臨港パーク等関連施設	<p>書類審査と面接審査により評価を行った。</p> <p>株式会社横浜国際平和会議場は、管理運営の基本方針、管理運営の安定性、管理運営に関する提案、収支計画の全ての項目において、上位の評価となった。しかし、総合的に高い評価とは言えず、管理運営にあたっては、さらなる努力・工夫が期待される。</p> <p>株式会社エグゼクティブプロテクションは、臨港パーク以外の関連施設に係る提案がほとんど無かったことが、評価に影響した。</p>
日本丸メモリアルパーク	<p>書類審査と面接審査により評価を行った。</p> <p>両応募者の評価点は僅差であるが、帆船日本丸記念財団・JTB 法人東京共同事業体は、管理運営の基本方針、管理運営の安定性の項目において、上位の評価となった。特に、帆船日本丸の保存・活用など様々な領域での市民ボランティア育成の提案については高く評価した。また、特殊な施設の管理運営のため、点数には表わし難いが、現在の指定管理者としての実績は評価すべきと考えられ、加えて5年間の実績を踏まえた熱意の向上を強く感じた。一方で、広報に関しては、観光企業としての優位性を活かしたさらなる工夫が期待される。</p> <p>商船三井興産株式会社は、管理運営に関する提案及び収支計画の項目において、上位の評価となったが、管理運営の基本方針及び管理運営の安定性の項目については相対的に低い評価となった。</p>

10 総評

選定委員会では、大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場）、臨港パーク等関連施設及び日本丸メモリアルパークの指定管理者の選定にあたり、厳正な審査を行った。

3施設とも現在の指定管理者を含む2者での選定となったが、どの応募者も最低基準は満たしていた。僅差となった施設もあったが、結果としては、妥当であると考えられる。

今後、指定管理業務に関する協定を結ぶにあたっては、提案書の趣旨を生かしつつ、横浜市と指定管理者が十分に協議、調整を行い、積極的に協力して市民サービスの向上に努めていただきたい。